

## 事業所運営に係る留意事項

この資料は居宅介護支援事業所の運営における主な留意事項をまとめたものです。  
動画配信の「介護サービス事業者集団指導(全サービス共通)」と併せて受講いただくことで  
集団指導の受講となります。

令和6年度介護報酬改定に伴う追加や変更点、  
及び事業所運営において特に留意いただきたい  
事項についてはマーカーを記しています。



## 1 従業者の員数及び管理者【居宅介護支援等基準条例 第5条、第6条】

- ①介護支援専門員:常勤1人以上を配置
- ②利用者数が44又はその端数を増すごとに1(ケアプランデータ連携システムの利用並びに事務職員の配置を行っている場合、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1)を配置  
⇒指定介護予防支援の提供を受ける利用者数は、3分の1を乗じた件数
- ③管理者:主任介護支援専門員を配置

## 2 内容及び手続の説明及び同意【居宅介護支援等基準条例 第7条】

- ①指定居宅介護支援の開始時に以下の内容について、利用者に十分な説明を行っているか。
  - ・利用者が複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めるとか、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であること。  
⇒重要事項説明書への記載も可能です。  
⇒説明を行っていない場合には、運営基準減算の対象となります。
  - ・前6か月間に作成したケアプランにおける、
    - ※訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
    - ※訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合  
⇒令和6年度改定より努力義務化
- ②担当の介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えることができるよう、利用者又はその家族に協力を求めているか。  
⇒保険者証やお薬手帳と合わせて保管することを依頼することが望ましいです。

## 3 情報通信機器を活用したモニタリングの実施【居宅介護支援等基準条例 第16条第15号】

- 利用者の意思疎通や他のサービス事業所との情報連携が可能な場合は、2月に1回の居宅訪問とし、訪問しない月においては情報通信機器を活用したモニタリングが可能
- ⇒利用者の同意、及びサービス担当者会議での合意が必要です。
  - ⇒モニタリングの結果の記録を残して下さい。

#### 4 指定居宅介護支援の具体的取扱方針【居宅介護支援等基準条例 第16条】

- ①利用者の希望やアセスメントに基づき、介護保険サービス以外のサービス、支援を含めた総合的な居宅サービス計画を作成しているか。  
⇒解決すべき課題を課題分析標準項目により把握しているか。  
⇒提供されるサービスについて、長期目標、短期目標、達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び個別サービス計画等の評価を行っているか。
- ②集合住宅等において、利用者の意思に反し、同一敷地内の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けていないか。
- ③サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めているか。  
※医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の指示があることを確認して下さい。  
※福祉用具貸与・販売を位置付ける場合は、利用の妥当性を検討し、計画に必要な理由を記載するとともに、福祉用具貸与を継続して受ける必要性について、サービス担当者会議で検証して下さい。  
⇒サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、運営基準減算の対象となります。
- ④居宅サービス計画の原案を、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス等の担当者に交付しているか。  
※医療サービスを位置付けた場合は、主治の医師等に交付して下さい。
- ⑤定期的に利用者の居宅で面接を行い、モニタリングの結果を記録しているか。(1月に1回以上)  
⇒サービス開始月が月末であっても歴月のモニタリングが必要となります。(やむを得ない事情がある場合は介護保険課事業者担当に確認して下さい。)  
⇒説明・同意・交付を行っていない場合、訪問し面接していない場合、モニタリングの結果を記録していない場合には、運営基準減算の対象となります。

#### 5 運営規程【居宅介護支援等基準条例 第21条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②職員の職種、員数及び職務内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可)
- ③営業日及び営業時間
- ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑦その他運営に関する重要事項  
⇒重要事項説明書、HP等との整合性を確認して下さい。  
⇒運営規程を変更した場合は、変更届の届出が必要です。



## 6 令和6年度から義務化となった事項(居宅介護支援)



要注意!

	指針・計画	委員会	研修・訓練	担当者
感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)	計画(注1)	-	(研修・訓練) 年1回以上(注2)	-
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	感染対策委員会 6月に1回以上(注3・注4)	(研修・訓練) 年1回以上	感染対策担当者 (注5)
高齢者虐待の防止	指針	虐待防止検討委員会 定期的(年1回以上)(注3)	(研修) 年1回以上	虐待防止担当者 (注5)
身体的拘束等の適正化の推進(注6)	-	-	-	-

(注1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針と一体的に策定することができる。

(注2)感染症対策に関する研修、訓練と一体的に実施することができる。

(注3)他の会議体と一体的な設置・運営ができ、他のサービス事業者との連携による開催ができる。

(注4)事業所の従業員が1名の場合は、指針を整備することで委員会を開催しないことができる。

(注5)他の担当者との兼務は差し支えない。

(注6)やむをえず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

## 7 運営指導における主な指摘事項(居宅介護支援)

指 摘 内 容
運営規程、重要事項説明書の内容が不十分、整合性が取れていない。
個人情報利用にあたり、利用者の家族の同意を得ていない。
勤務表、勤務実績を作成していない。
サービス担当者会議で、各サービス事業所の担当者の専門的見地からの意見を求めている。
福祉用具貸与を継続して受ける必要性について検討した記録が確認できない。
各サービス事業所の担当者や主治医に居宅サービス計画を交付していない。
居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性が取れていない。
ケアマネージャーが月1回利用者宅を訪問しサービスの提供状況を確認していない。(運営基準減算)
モニタリングの結果の記録内容が不十分であった。
居宅サービス計画の見直しについて検討した記録がない。
特定事業所集中減算を判定するための書類を作成していない期間があった。
利用者に係る必要な情報の収集、及びカンファレンスについて必要な要件を満たしていないにもかかわらず、退院・退所加算を算定していた。

受講後は、参加票兼質問票を必ずご提出ください

ご提出により集団指導の受講を確認しますので、必ずご提出ください。

提出はこちら

 <https://logoform.jp/form/sQhE/824723>

提出期限 令和7年3月7日(金)



携帯からはこちら

参考:退院・退所加算のカンファレンスの定義(令和5年度集団指導資料の再掲)

## 5. 退院・退所加算におけるカンファレンスの定義

### 退院・退所加算（病院・診療所）

病院等に入院をしていた者が退院し、居宅でサービスを利用する場合、その利用者の退院に当たって、入院していた病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を一定回数以上受けたうえで、居宅サービス計画を作成しサービス利用に関する調整を行った場合に算定

算定要件まとめ	退院・退所加算（Ⅰ）		退院・退所加算（Ⅱ）		退院・退所加算（Ⅲ）
	イ	ロ	イ	ロ	－
単位数	450	600	600	750	900
情報収集の回数	1回	×	2回以上	2回	3回以上
カンファレンスの回数	×	1回	×	情報収集のうち1回以上	情報収集のうち1回以上

※カンファレンスとは？：「利用者に関する情報共有の場」のこと。小規模な打合せのイメージです。

23

## 5. 退院・退所加算におけるカンファレンスの定義

### 医療機関のカンファレンス

「カンファレンス」（退院時共同指導料2の注3）

- ① 入院中の保健医療機関の保険医又は看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）

が退院後の在宅での療養上の必要な指導を

- ② 居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネ）

+

- ③ 次のいずれか2者以上（ただし、同一機関で2者以上の場合は1者と数える）

- 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- 保険薬局の保健薬剤師
- 訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士



と共同して指導を行った上で文書により利用者に情報提供する。

※退院後に福祉用具貸与が見込まれる場合、必要に応じて、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加



24

## 5. 退院・退所加算におけるカンファレンスの定義

### 医療機関のカンファレンス

#### ポイント

- ◆ 参加メンバー  
⇒職種や資格が要件を満たしていること
- ◆ 記録  
⇒次の①～③を居宅介護サービス計画に記録すること  
① カンファレンスの日時開催場所  
② 出席者  
③ 内容の要点等
- ◆ 必要書類  
⇒利用者又は家族に提供した **文書** の写しを添付すること

診療報酬の退院時共同指導料算定方法でいう「病院の医師や看護師等と  
共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」



25

## 5. 退院・退所加算におけるカンファレンスの定義

### 情報収集・カンファレンス

#### ポイント

- ◆ 回数  
⇒同一日に複数回の情報収集を行った場合も、**1回**として算定する。  
同一日に複数のカンファレンスに参加した場合も、**1回**として算定する。
- ◆ 退院後の情報収集  
⇒原則、退院・退所前に利用者に関する情報収集を行うことが望ましいが、  
**退院後7日以内**に情報収集を行った場合も算定することができる。

このカンファレンスは、**退院時共同指導料の要件を満たす必要がある**、すなわち「**入院中の医療機関**」側の主催であることが**重要**です。

ケアマネが主催する利用者情報共有の場に医師等が参加しているだけでは算定要件を満たさない場合がございますので、ご注意ください！



26

### (診療報酬「退院時共同指導料2の注3」)

注1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)と1回以上、共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300点を所定点数に加算する。ただし、注3に規定する加算を算定する場合は、算定できない。

3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)又は相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。

4 注1の規定にかかわらず、区分番号A246に掲げる入退院支援加算を算定する患者にあつては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等の療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを在宅療養担当医療機関と共有した場合に限り算定する。

### (平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2))

問21 入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加した場合、当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録し、『利用者又は家族に提供した文書の写し』を添付することになっているが、この文書の写しとは診療報酬の退院時共同指導料算定方法でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指すと解釈してよいか。

(答)

そのとおり。